

松戸市脱炭素政策検討業務委託 事業者選考委員会 評価基準

1 評価方法

松戸市脱炭素政策検討業務委託事業者選考委員会の選考委員5名は、下記3に記載の評価基準に基づき、

- ① 優れている（配点×1.0）、② やや優れている（配点×0.8）、③ 普通（配点×0.6）、④ やや劣っている（配点×0.4）
- ⑤ 劣っている（配点×0.2）の5段階で評価する。評価点は、選考委員1人あたり600点、5人の合計で3,000点である。

2 選考方法

- (1) 選考委員5名の評価の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。
ただし、その者と合意に至らなかった場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。
- (2) 最も高い評価点の合計を獲得した提案者が複数ある場合は、重要度Sの評価項目についてのみ合計し、その範囲において最も高い評価点の合計を獲得した提案者を優先交渉権者として選考する。
この場合においても提案者が複数となる場合には、選考委員会の合議による優劣の比較を行い、優先交渉権者を選考する。
- (3) 評価点の合計が全体の6割未満（1,800点未満）である場合は、優先交渉権者としては選考しないものとする。

3 評価基準

※ S：特に重視、A：重視、B：標準、C：参考程度

評価項目	評価の視点	重要度	配点
業務全体の実施方針	本市の現状や課題、令和5年度の脱炭素有識者会議の検討内容を踏まえた提案となっているか。	A	30
再生可能エネルギー等促進制度の導入	再生可能エネルギーの導入ポテンシャルの推計について、具体的に記載されているか。また、国の示す最大のポテンシャルから再生エネの導入が難しい部分を引き算する提案になっているか。	A	30
	再生可能エネルギー導入目標の算定について、具体的に記載されているか。また、2050年度までにいくつかの目標期間(2030年や2040年)を定めて目標を定めているか。	S	40
	再生可能エネルギー等促進制度の検討について、具体的に記載されているか。また、義務化の対象者等に対する支援措置についての検討についても言及する提案になっているか。	A	30
	制度による二酸化炭素排出量削減効果の推計について、具体的に記載されているか。また、この評価項目について、上記の視点以外で新しい提案はあったか。	A	30
再生可能エネルギー利用促進区域の設定	市の土地利用規制や建築行為の制限等の把握について、具体的に記載されているか。また、市等から情報の収集が必要になるが対象や手順は具体的か。	A	30
	促進計画案の作成について、具体的に記載されているか。	A	30
	促進区域の対象範囲の検討について具体的に記載されているか。また、全域指定と部分指定の範囲指定の理由が明確になっているか。	A	30
	区域設定による二酸化炭素排出量削減効果の推計について、具体的に記載されているか。また、この評価項目について、上記の視点以外で新しい提案はあったか。	A	30
公共施設における脱炭素化の促進	「松戸市グリーン購入等基本方針」に対して組み込むべき建築物に関する環境配慮事項について、具体的に記載されているか。	A	30
	制度導入による効果の試算について、具体的に記載されているか。また、この評価項目について、上記の視点以外で新しい提案はあったか。	A	30
その他検討事項	「再生可能エネルギー等促進制度の導入」や、「再生可能エネルギー利用促進区域の設定」を包括した脱炭素条例(案)作成方針が具体的に示されているか。	A	30
	2050年CO2排出実質ゼロに向けた脱炭素シナリオの作成についてBaUを含めた複数のシナリオの検討が記載されているか。	S	40
	令和7年度以降に検討した政策案について市民アンケートを実施することを想定しているが令和7年度以降市の職員だけで実施することを想定した具体的な記載がされているか。	A	30
	政策の進捗管理を行うための新たな指標の検討について、具体的に記載されているか。	A	30
	「松戸市地球温暖化対策実行計画」の部分改定について、具体的に記載されているか。	A	30
独自提案	事業者独自の専門的知見やアドバンテージを活かし、創意・工夫・独創性に富んだ提案になっているか。	A	30
業務実施体制、スケジュール	事業実施に当たって十分実現可能なスケジュールが提案されているか。	B	20
	主担当者、専任担当者の技術・専門知識・業務経験は十分か。	A	30
業務実績	業務実績書又は現受託業務概要書における同種又は類似業務の実績は十分か。	C	10
見積金額	10×提案者中最低見積価格÷見積価格 ※小数点以下は切り捨て	C	10
合計			600